

## 令和4年第2回東浦町議会定例会議案

令 和 4 年 6 月 6 日 提 出

## 目 次

承認第1号	東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて	1
承認第2号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて	9
承認第3号	令和4年度東浦町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めるについて	別添
議案第22号	東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正について	15
議案第23号	東浦町手数料条例の一部改正について	17
議案第24号	令和4年度東浦町一般会計補正予算（第3号）	別添
議案第25号	令和4年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第26号	工事請負契約の締結について（三丁公園整備工事（3-2））	19
議案第27号	令和3年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	20
議案第28号	町道路線の認定について	21

承認第1号

東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつ

いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

### 東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(法人の町民税の申告納付)	(法人の町民税の申告納付)
第 46 条 略	第 46 条 略
2 から 8 まで 略	2 から 8 まで 略
9 法第 321 条の 8 第 62 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第 62 項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 11 項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。	9 法第 321 条の 8 第 60 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第 60 項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 11 項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。
10 から 14 まで 略	10 から 14 まで 略
15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 71 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。	15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 69 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。

<p>ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りではない。</p>	<p>16 略</p>	<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>	<p>第 67 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する <u>固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u> の閲覧の手数料は、東浦町手数料条例に定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p>
<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p>	<p>第 67 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する 固定資産課税台帳に記載されている事項の<u>証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u> の交付手数料は、東浦町手数料条例に定めるところによる。</p>	<p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p>	<p>第 67 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する 固定資産課税台帳に記載されている事項の<u>証明書の交付手数料</u>は、東浦町手数料条例に定めるところによる。</p>
<p>附 則</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>	<p>第 10 条の 2 略</p>	<p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5 分の 4</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 略</p> <p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4 分の 3</u>とする。</p>
<p>3 法附則第 15 条第 15 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 15 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p>	<p>4 法附則第 15 条第 22 項に規定する市</p>	<p>3 法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p>	<p>4 法附則第 15 条第 23 項に規定する市</p>

<p>町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>



<p>する。</p> <p><u>26 略</u></p> <p><u>27 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 10 条の 3 略</p> <p>2 から 8 まで 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第 10 項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第 5 項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書</p>	<p><u>25 略</u></p> <p><u>26 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 10 条の 3 略</p> <p>2 から 8 まで 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第 10 項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第 5 項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行</p>
--	---

<p>に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12及び13 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><b>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に<u>100分の5</u>（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、<u>100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗</b></p>	<p>規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12及び13 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><b>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗</b></p>
---	---

<p>適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2から5まで 略</p>	<p>じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2から5まで 略</p>
---	--

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東浦町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前的地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第2号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める

ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

### 東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 略 (法附則第 15 条第 15 項の条例で定める割合)	1 略 (法附則第 15 条第 16 項の条例で定める割合)
2 法附則第 15 条第 15 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 15 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。 (法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合)	2 法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。 (法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合)
3 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合)	3 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (法附則第 15 条第 35 項の条例で定める割合)
4 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合)	4 法附則第 15 条第 35 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合)
5 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 と	5 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 と

<p>する。</p> <p><u>(法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>6 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>7 略</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>8 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。) に <u>100 分の 5 (商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5)</u> を乗じて得た額を加算した額 (令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした</u></p>	<p>する。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がるべき申告)</p> <p><u>6 略</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>7 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。) に <u>100 分の 5</u> を乗じて得た額を加算した額 (令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「<u>宅地等調整都市計画税額</u>」という。)</u></p>
---	---

<p>場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p><b>9 略</b></p>	<p><b>8 略</b></p>
<p><b>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></b></p>	<p><b>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></b></p>
<p><b>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合</u></b></p>	<p><b>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合</u></b></p>

<p>における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>
<p><u>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 8 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</u></p> <p>（農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p><u>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</u></p> <p>（農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p><u>13 略</u></p>	<p><u>12 略</u></p>
<p>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p>	<p>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p>
<p><u>14 略</u></p>	<p><u>13 略</u></p>
<p><u>15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 13 項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</u></p>	<p><u>14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 12 項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</u></p>
<p><u>16 附則第 8 項及び第 10 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 8 項及び第 11 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第</u></p>	<p><u>15 附則第 7 項及び第 9 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 7 項及び第 10 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6</u></p>

<p>6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、<u>第9項、第11項及び第12項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第13項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第14項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>	<p>項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、<u>第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第12項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第13項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>
<p>(読み替規定)</p> <p>17 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項</u>若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>(読み替規定)</p> <p>16 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項</u>若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p>18 略</p>	<p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p>17 略</p>

## 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 22 号

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正について

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(公益目的通報)	(公益目的通報)
第 9 条 次の各号に掲げる者は、通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、東浦町コンプライアンス委員会（規則で定める内部組織をいい、以下「委員会」という。）又は外部監察員に文書又は口頭で公益目的通報をすることができる。	第 9 条 職員等及び町民は、通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、東浦町コンプライアンス委員会（規則で定める内部組織をいい、以下「委員会」という。）又は外部監察員に文書又は口頭で公益目的通報をすることができる。
(1) 職員等	
(2) 当該公益目的通報の日前 1 年以内に職員等であった者	
(3) 町民	
2 及び 3 略	2 及び 3 略
4 委員会は第 1 項の公益目的通報を受けたとき又は前項の通知を受けたときは直ちに通報対象事実に係る調査を行い、外部監察員に意見を求めた上でその結果を、速やかに任命権者（当該公益目的通報が次の各号に掲げる者に係るものにあっては、当該各号に定める者。以下第 12 条までにおいて同じ。）に報告しなければならない。	4 委員会は第 1 項の公益目的通報を受けたとき又は前項の通知を受けたときは直ちに通報対象事実に係る調査を行い、外部監察員に意見を求めた上でその結果を、速やかに任命権者に報告しなければならない。
(1) 町長 副町長	

(2) 議員 議長（当該公益目的通報が議長に係るものにあっては、副議長）	
(3) 選挙管理委員会委員 選挙管理委員会委員長（当該公益目的通報が選挙管理委員会委員長に係るものにあっては、選挙管理委員会委員長の職務を代理する委員）	
(4) 第2条第3号イに掲げる者 町が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者	
(5) 第2条第3号ウに掲げる者 地方自治法第244条の2第3項の規定により町が指定した者	
5から9まで 略	5から9まで 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例第9条第1項の規定は、令和4年6月1日から適用する。

#### 提案理由

公益通報者保護法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案するものである。

議案第 23 号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和 59 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第 1 (第 3 条関係)						別表第 1 (第 3 条関係)					
手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考	手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から 印刷手数料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から 印刷手数料の項まで 略					
養護 老人 ホー ムへ の老 人短 期入 所手 数料		1日 につ き	1,730 円 以 内	保護 終了 月の 翌月 末日 まで		軽度 生活 援助 利用 手数 料		1人 1時 間に つき	150 円 以 内	利用 月の 翌月 末日 まで	
						養護 老人 ホー ムへ の老 人短 期入 所手 数料		1日 につ き	1,730 円 以 内	保護 終了 月の 翌月 末日 まで	
						行方 不明 高齢 者等 家族 支援		1月 につ き	630 円	利用 月の 翌月 末日 まで	利用 期間 が 1 月に 満た ない

						<u>事業</u>					<u>とき</u>
						<u>専用</u>					<u>は、</u>
						<u>端末</u>					<u>1月</u>
						<u>機利</u>					<u>とす</u>
						<u>用手</u>					<u>る。</u>
						<u>数料</u>					
子育て支援ヘルパー派遣手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略						子育て支援ヘルパー派遣手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略					

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

行方不明高齢者等家族支援事業専用端末機利用手数料等を廃止するため提案するものである。

議案第 26 号

工事請負契約の締結について（三丁公園整備工事（3－2））

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年6月6日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

1 工事名

三丁公園整備工事（3－2）

2 路線等の名称

三丁公園

3 工事場所

知多郡東浦町大字藤江字トウズ地内

4 工事概要

- (1) 敷地造成工
- (2) 雨水排水整備工
- (3) 園路広場整備工
- (4) 遊戯施設整備工

5 契約金額

192,500,000 円

6 契約の相手方

(1) 名称

高木建設株式会社

(2) 代表者

代表取締役 高木 和人

(3) 所在地

知多郡東浦町大字緒川字旭 14 番地の 6

7 契約の方法

一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 27 号

令和 3 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 442,002,694 円のうち 1,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、157,119,759 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

令和 3 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。

議案第 28 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
4 3 8 1	石浜 381 号線	東浦町大字石浜字吹付 2 番 225	
		東浦町大字石浜字吹付 2 番 236	
4 3 8 2	石浜 382 号線	東浦町大字石浜字吹付 2 番 1	
		東浦町大字石浜字吹付 2 番 257	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。